

不動産等の保有を前提としない認可、総会の開催の省略、合併等 最新の法改正に対応！

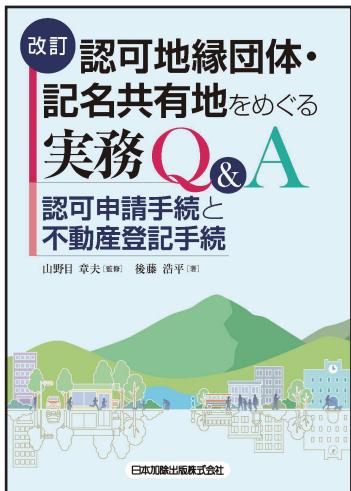
「認可地縁団体をめぐる登記実務」にかかる唯一の書！

初版時より認可地縁団体数大幅増加！手元に備えておきたい必備書！

2016年（初版時）49,734団体※1 → 2023年56,078団体※2

※1 総務省自治行政局住民制度課「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（平成31年3月）」3頁（表2）https://www.soumu.go.jp/main_content/000901474.pdf

※2 「自治会・町内会の現状と今後の在り方」（国会図書館 調査及び立法考査局 行政法務課（岩垣京之介）No.1306、2025.2.4）6頁（脚注4）<https://dl.ndl.go.jp/view/preparedownload?itemld=info:ndljp/pid/14019243>



改訂

認可地縁団体・記名共有地をめぐる実務Q&A

認可申請手続と不動産登記手続

山野目章夫 監修 後藤浩平 著

2026年1月刊 A5判 388頁 定価4,950円（本体4,500円）

978-4-8178-5039-3 商品番号：40637 略号：地縁

【改訂のポイント】

最新の法改正に対応

●第11次地方分権一括法関連

地縁による団体は、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、認可が可能に。

●第12次地方分権一括法関連

総会の書面又は電磁的方法による開催（省略）、及び合併等の手続の整備。

●民法等の一部を改正する法律による相続登記の義務化

Q&Aに紹介される事例がより詳しくなって登場

わかりやすさは初版そのままに、複雑な事例もかみ砕いて説明。甲、乙、丙（権利能力なき社団の代表者）を事例として登場させることで、複雑化しがちな移転登記、申請の仕方などがよりイメージしやすくなっています！

【Q&A抜粋（全48問）】

Q：権利能力なき社団に属する不動産について、代表者甲、乙及び丙の名義で所有権の登記がされている場合に、丙の所在を知ることができなくなったときは、丙の持分を甲又は乙（若しくは甲と乙）に移転する登記を申請することができますか。

Q：所有権の保存若しくは移転の登記を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、会社法人等番号その他の特定の法人を識別するために必要な事項を申請情報の内容とするものとされていますが、認可地縁団体が登記名義人となるときは、どのような事項を申請情報の内容として記載することになるのでしょうか。

Q：表題部の所有者欄に「甲外何名」と記録されているいわゆる記名共有地について、甲の請求により、甲に「外何名」の持分を取得させる旨の裁判があった場合、甲は、同時に、甲及び「外何名」を登記名義人とする所有権の保存の登記と、「外何名」の持分全部を甲に移転する登記を申請することができます。また、甲の請求により、甲が第三者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として、「外何名」の持分を第三者に譲渡する権限を付与する旨の裁判があった場合、甲は、同時に、甲及び「外何名」を登記名義人とする所有権の保存の登記と、甲及び「外何名」の持分を第三者に移転（共有者全員持分全部移転）する登記を申請することができます。

【本書のポイント】

●「認可地縁団体をめぐる登記実務」にかかる唯一の書。自治会、町内会等の法人化に係る申請手続や財産区・相続人等不明土地の登記手続も網羅。

●Qごとに関連する条文を掲載するほか、不動産登記申請情報、添付情報の書式例、関係先例の全文、関係判例の要旨などを豊富に掲載。

●認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を利用する上で必要となる認可申請書・保有資産目録等の様式例や自治会等の規約作成例など、実務に役立つ様式例を収録。

【書式目次】

《認可申請書等様式》

- 財産目録様式例
- 認可申請書様式（第18条関係）
- 認可申請書様式（第18条の2関係）
- 告知事項変更届出書様式（第20条関係）
- 台帳様式（第21条関係）
- 規約変更認可申請書様式（第22条関係）
- 合併に係る債権者保護手続終了届出書様式（第22条の2の3関係）
- 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書様式（第22条の2の5関係）
- 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書様式（第22条の3関係）
- 公告結果（承諾）の情報提供様式（第22条の4関係）
- 公告結果（異議申出あり）通知書様式（第22条の5関係）

 日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP